

身体障害者福祉法

指定医師必携
(総括事項)

令和3年12月

長崎県福祉保健部障害福祉課

目 次

| | | | |
|---|------------------------------------|-------------------------|----|
| 1 | 交付申請と交付事務の流れ | ----- | 1 |
| 2 | 身体障害者障害程度等級表 | ----- | 2 |
| 3 | 関係法令抜粋 | ----- | 4 |
| | 身体障害者福祉法（抄） | | |
| | 身体障害者福祉法施行令（抄） | | |
| | 身体障害者福祉法施行規則（抄） | | |
| 4 | 身体障害認定基準 | ----- | 7 |
| | 総括事項 | | |
| | 個別事項 | 2つ以上の障害が重複する場合の取扱い | |
| | | 身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について | |
| 5 | 参考通知 | ----- | 15 |
| | 身体障害者手帳にかかる交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて | | |
| | 身体障害者障害程度の再認定の取り扱いについて | | |
| | 聴覚障害に係る指定医の専門性の向上について | | |
| 6 | 指定医師申請等に係る審査基準、手続、様式集 | ----- | 23 |
| 7 | 各障害毎の身体障害認定基準及び認定要領 | | |
| | 別冊1 | 視覚障害 | |
| | 別冊2 | 聴覚・平衡機能障害 | |
| | 別冊3 | 音声・言語・そしゃく機能障害 | |
| | 別冊4 | 肢体不自由 | |
| | 別冊5 | 心臓機能障害 | |
| | 別冊6 | じん臓機能障害 | |
| | 別冊7 | 呼吸器機能障害 | |
| | 別冊8 | ぼうこう又は直腸の機能障害 | |
| | 別冊9 | 小腸機能障害 | |
| | 別冊10 | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | |
| | 別冊11 | 肝臓機能障害 | |

1 交付申請と交付事務の流れ

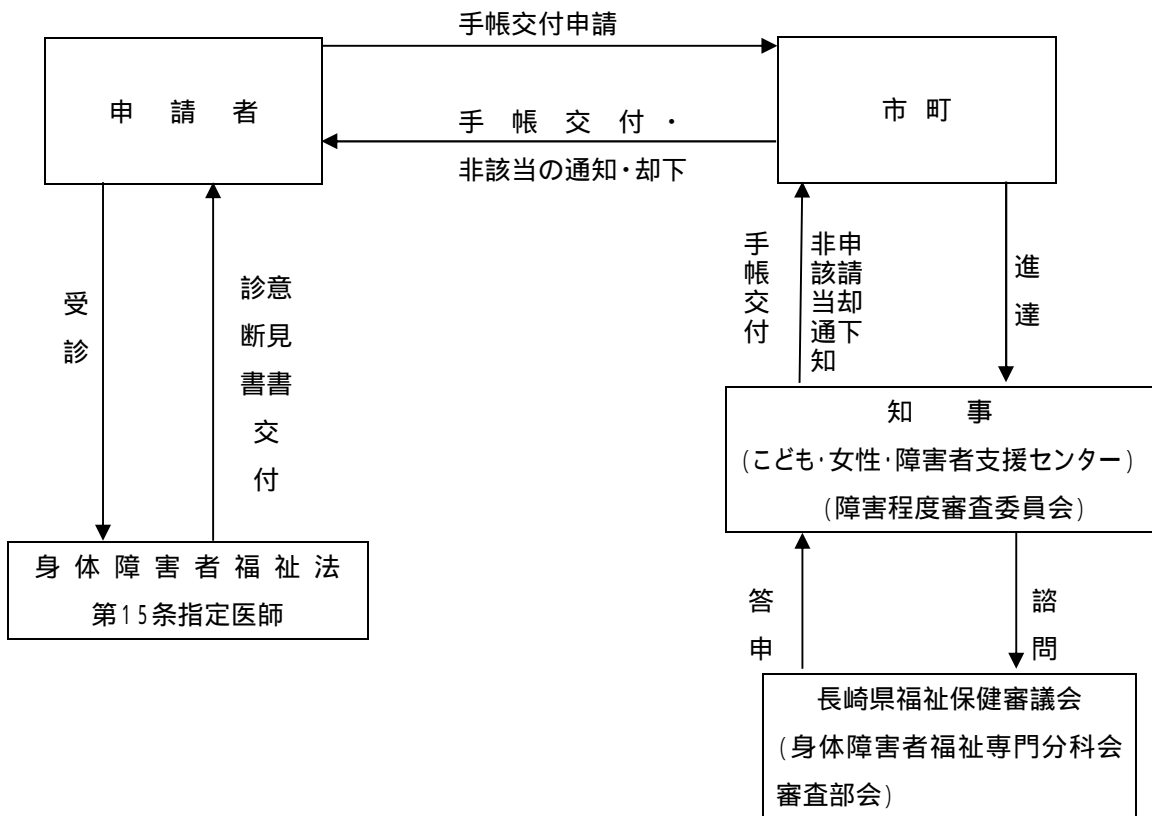
身体に障害のある者は、身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医師の診断書を添えて、市町を経て知事に身体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付を申請することができる。なお、本人が15歳未満のときは、その保護者が代わって申請するものとする。

知事は、申請に基づいて審査し、その障害が法別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に手帳を交付し、該当しないと認めるときは、理由を附してその旨を申請者に通知しなければならない。

知事は、その障害が法別表に該当しないと認めるには、長崎県福祉保健審議会に諮問しなければならない。

長崎市は平成9年4月1日に、佐世保市は平成28年4月1日に中核市となり、長崎市及び佐世保市に居住地を有する者に対する手帳の交付事務は居住地の市長が行う。

手帳交付事務の流れは、以下のとおり。



申請者の提出書類

| | |
|------------------|----|
| 身体障害者手帳交付申請書 | 1通 |
| 指定医師の診断書・意見書 | 1通 |
| " 各障害用の状況及び所見 | 1通 |
| 写真(たて4cm よこ3cm) | 1枚 |

提出先

居住地の市町窓口

2 身体障害者障害程度等級表(別表第5号:身体障害者施行規則 第5条関係)を一部修正

| 級別 | 視覚障害 | 聴覚又は平衡機能の障害 | | 音声機能 言語機能 又は そしやく機 能の障害 | 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害 | | | | | | |
|----|---|---|---------------|-------------------------------------|--|--------------------------------------|--------------------------------------|---|-------------------------------------|---|---|
| | | 聴覚障害 | 平衡機能障害 | | 心臓機能障害 | じん臓機能障害 | 呼吸器機能障害 | ぼうこう又は直腸の機能障害 | 小腸機能障害 | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 | 肝臓機能障害 |
| 1級 | 良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの | | | | 心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | 呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | 小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの | 肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの |
| 2級 | 1 良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの | 両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう) | | | | | | | | | |
| | 2 良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの | | | | | | | | | | |
| | 3 周辺視野角度(/ 4視標による)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(/ 2視標による)が28度以下のもの | | | | | | | | | | |
| | 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの | | | | | | | | | | |
| 3級 | 1 良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2を除く。) | 両耳の聴力レベルがそれぞれ90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの) | 平衡機能の極めて著しい障害 | 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失 | 心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | 呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | 小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。) | 肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。) |
| | 2 良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの | | | | | | | | | | |
| | 3 周辺視野角度(/ 4視標による)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(/ 2視標による)が56度以下のもの | | | | | | | | | | |
| | 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの | | | | | | | | | | |
| 4級 | 1 良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2を除く。) | 両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの) | | 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害 | 心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの |
| | 2 周辺視野角度(/ 4視標による)の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの | | | | | | | | | | |
| | 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの | | | | | | | | | | |
| 5級 | 1 良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの | 平衡機能の著しい障害 | | | | | | | | | |
| | 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの | | | | | | | | | | |
| | 3 両眼中心視野角度(/ 2視標による)が56度以下のもの | | | | | | | | | | |
| | 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの | | | | | | | | | | |
| | 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの | | | | | | | | | | |
| 6級 | 良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの | 1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発せられた会話を理解し得ないもの) | | | | | | | | | |
| | | 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側の聴力レベルが50デシベル以上のもの | | | | | | | | | |
| 7級 | | | | | | | | | | | |
| 備考 | 1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級上の級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 | | | | | | | | | | |
| | 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2つ以上重複する場合は、6級とする。 | | | | | | | | | | |
| | 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 | | | | | | | | | | |
| | 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 | | | | | | | | | | |

7級の障害は、一つのみでは手帳の交付対象となりません。

太線の上位等級は、1種。

| 級別 | 肢 体 不 自 由 | | | | |
|----|---|---|---|---|------------------------------------|
| | 上 肢 | 下 肢 | 体 幹 | 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 | |
| | | | | 上肢機能 | 移動機能 |
| 1級 | 1 両上肢の機能を全廃したものの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの | 1 両下肢の機能を全廃したものの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの | 体幹の機能障害により坐っていることができないもの | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの | 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの |
| | 1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したものの | 1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの | 1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの | 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの |
| 3級 | 1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの | 1 両下肢をショール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの | 体幹の機能障害により歩行が困難なもの | 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの | 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの |
| | 1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したものの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したものの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したものの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害 | 1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したものの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの | | 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの | 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの |
| 5級 | 1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したものの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害 | 1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したものの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの | 体幹の機能の著しい障害 | 不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障があるもの | 不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障があるもの |
| | 1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したものの | 1 一下肢をワザン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害 | | 不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの | 不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの |
| 7級 | 1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したものの | 1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したものの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの | | 上肢に不随意運動・失調等を有するもの | 下肢に不随意運動・失調等を有するもの |
| | 備考 | 5 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。 | | | |

3 関係法令抜粋

身体障害者福祉法（抄）

[昭和 24 年 12 月 26 日法律第 283 号]

注 平成 19 年 12 月 5 日法律第 125 号改正現在

第 1 章 総則

（法の目的）

第 1 条 この法律は、障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）と相まって、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もつて身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

第 1 節 定義

（身体障害者）

第 4 条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある 18 歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

第 2 章 更生援護

第 1 節 総則

（身体障害者手帳）

第 15 条 身体に障害のある者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地）の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請することができる。ただし、本人が 15 歳に満たないときは、その保護者（親権を行う者及び後見人をいう。ただし、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号又は第 27 条の 2 の規定により里親に委託され、又は児童福祉施設に入所した児童については、当該里親又は児童福祉施設の長とする。以下同じ）が代わつて申請するものとする。

2 前項の規定により都道府県知事が医師を定めるときは、厚生労働大臣の定めるところに従い、かつ、その指定に当たっては、社会福祉法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 第 1 項に規定する医師が、その身体に障害のある者に診断書を交付するときは、その者の障害が別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見書をつけなければならない。

4 都道府県知事は、第 1 項の申請に基いて審査し、その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。

5 前項に規定する審査の結果、その障害が別表に掲げるものに該当しないと認めるときは、都道府県知事は、理由を附して、その旨を申請者に通知しなければならない。

以下 略

別表(第4条・第15条・第16条関係)

- 一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの
 - 1 両眼の視力(万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。)がそれぞれ0.1以下のもの
 - 2 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
 - 3 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
 - 4 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
- 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの
 - 1 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
 - 2 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
 - 3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
 - 4 平衡機能の著しい障害
- 三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
 - 1 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
 - 2 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で、永続するもの
- 四 次に掲げる肢体不自由
 - 1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
 - 2 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の2指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
 - 3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
 - 4 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の3指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
 - 6 1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
- 五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

(政令で定める障害)

身体障害者福祉法施行令第36条

法別表第5号に規定する政令で定める障害は、次に掲げる機能の障害とする。

- 一 ぼうこう又は直腸の機能
- 二 小腸の機能
- 三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能
- 四 肝臓の機能

身体障害者福祉法施行令（抄）

[昭和 25 年 4 月 5 日 政令第 78 号]

注 平成 21 年 12 月 24 日政令第 298 号改正現在

（医師の指定等）

第 3 条 都道府県知事が法第 15 条第 1 項の規定により医師を指定しようとするときは、その医師の同意を得なければならない。

2 法第 15 条第 1 項の指定を受けた医師は、60 日の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 法第 15 条第 1 項の指定を受けた医師について、その職務を行わせることが不適當であると認められる事由が生じたときは、都道府県知事は、社会福祉法第 7 条第 1 項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴いて、その指定を取り消すことができる。

（障害の認定）

第 5 条 都道府県知事は、法第 15 条第 1 項の申請があった場合において、その障害が法別表に掲げるものに該当しないと認めるには、地方社会福祉審議会に諮問しなければならない。

（第 2 項以下 略）

身体障害者福祉法施行規則（抄）

[昭和 25 年 4 月 6 日 厚生省令第 15 号]

注 平成 21 年 12 月 24 日厚生労働省令第 157 号改正現在

（身体障害者手帳の申請）

第 2 条 法第 15 条第 1 項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

一 法第 15 条第 1 項に規定する医師の診断書

二 法第 15 条第 3 項に規定する意見書

（第三号以下 略）

（身体障害者手帳の記載事項及び様式）

第 5 条 身体障害者手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 略

二 障害名及び障害の級別

三 略

四 略

2 略

3 第 1 項の障害の級別は、別表第 5 号のとおりとする。

4 身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について

[平成15年1月10日 障発第0110001号]

各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長あて
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知

注 平成26年1月21日障発第0121第1号改正現在

身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)の別表第5号「身体障害者障害程度等級表」の解説については、「身体障害者障害程度等級表について」(昭和59年9月28日社更第127号厚生省社会局長通知)により取り扱ってきたところであるが、今般、新たに別紙のとおり「身体障害認定基準」を定め、平成15年4月1日から適用することとしたので、留意の上、その取扱いに遺憾なきようお願いしたい。

また、今後は本通知の別紙を「身体障害認定基準」と位置づけ、その取扱いについては別に定める「身体障害認定要領」によることとする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言(ガイドライン)として位置づけられるものである。

おって、平成15年3月31日をもって、「身体障害者障害程度等級表について」(昭和59年9月28日社更第127号厚生省社会局長通知)は、廃止する。

別紙

身体障害認定基準

第1 総括事項

- 1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)は、身体障害者の更生援護を目的とするものであるが、この場合の「更生」とは必ずしも経済的、社会的独立を意味するものではなく、日常生活能力の回復をも含む広義のものであること。従って、加齢現象に伴う身体障害及び意識障害を伴う身体障害についても、日常生活能力の回復の可能性又は身体障害の程度に着目することによって障害認定を行うことは可能であること。なお、意識障害の場合の障害認定は、常時の医学的管理を要しなくなった時点において行うものであること。
- 2 法別表に規定する「永続する」障害とは、その障害が将来とも回復する可能性が極めて少ないものであれば足りるという趣旨であって、将来にわたって障害程度が不変のものに限られるものではないこと。
- 3 乳幼児に係る障害認定は、障害の種類に応じて、障害の程度を判定することが可能となる年齢(概ね満3歳)以降に行うこと。

また、第2の個別事項の解説は主として18歳以上の者について作成されたものであるから、児童の障害程度の判定については、その年齢を考慮して妥当と思われる等級を認定すること。この場合、治療や訓練を行うことによって将来障害が軽減すると予想されるときは、残存すると予想される障害の限度でその障害を認定して身体障害者手帳を交付し、必要とあれば適当な時期に診査等によって再認定を行うこと。

- 4 身体障害の判定に当たっては、知的障害等の有無にかかわらず、法別表に掲げる障害を有すると認められる者は、法の対象として取り扱って差し支えないこと。なお、身体機能の障害が明らかに知的障害等に起因する場合は、身体障害として認定することは適当ではないので、この点については、発達障害の判定に十分な経験を有する医師（この場合の発達障害には精神及び運動感覚を含む。）の診断を求め、適切な取扱いを行うこと。
- 5 7級の障害は、1つのみでは法の対象とならないが、7級の障害が2つ以上重複する場合又は7級の障害が6級以上の障害と重複する場合は、法の対象となるものであること。
- 6 障害の程度が明らかに手帳に記載されているものと異なる場合には、法第17条の2第1項の規定による診査によって再認定を行うこと。正当な理由なくこの診査を拒み忌避したときは、法第16条第2項の規定による手帳返還命令等の手段により障害認定の適正化に努めること。

第2 個別事項

六 2つ以上の障害が重複する場合の取扱い

2つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、次により認定する。

1 障害等級の認定方法

- (1) 2つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、重複する障害の合計指数に応じて、次により認定する。

| 合 計 指 数 | 認 定 等 級 |
|---------|---------|
| 18 以 上 | 1 級 |
| 11 ~ 17 | 2 級 |
| 7 ~ 10 | 3 級 |
| 4 ~ 6 | 4 級 |
| 2 ~ 3 | 5 級 |
| 1 | 6 級 |

(2) 合計指数の算定方法

- ア 合計指数は、次の等級別指数表により各々の障害の該当する等級の指数を合計したものとする。

| 障 害 等 級 | 指 数 |
|---------|-----|
| 1 級 | 18 |
| 2 級 | 11 |
| 3 級 | 7 |
| 4 級 | 4 |
| 5 級 | 2 |
| 6 級 | 1 |
| 7 級 | 0.5 |

イ 合計指数算定の特例

同一の上肢又は下肢に重複して障害がある場合の当該一上肢又は一下肢に係る合計指数は、機能障害のある部位（機能障害が2か所以上あるときは上位の部位とする。）から上肢又は下肢を欠いた場合の障害等級に対応する指数の値を限度とする。

（例1）

| | | | |
|----------------|----|-------|----|
| 右上肢のすべての指を欠くもの | 3級 | 等級別指数 | 7 |
| " 手関節の全廃 | 4級 | " | 4 |
| | | 合計 | 11 |

上記の場合、指数の合計は11となるが次の障害の指数が限度となるため合計指数は7となる。

右上肢を手関節から欠くもの 3級 等級別指数 7

（例2）

| | | | |
|---------------|----|-------|----|
| 左上肢の肩関節の全廃 | 4級 | 等級別指数 | 4 |
| " 肘関節 " | 4級 | " | 4 |
| " 手関節 " | 4級 | " | 4 |
| | | 合計 | 12 |

上記の場合、指数の合計は12となるが次の障害の指数が限度となるため合計指数は11となる。

左上肢を肩関節から欠くもの 2級 等級別指数 11

2 認定上の留意事項

(1) 音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害の重複については1の認定方法を適用しない。

(2) 体幹機能障害と下肢機能障害は原則として1の認定方法を適用してさしつかえないが、例えば、神経麻痺で起立困難なもの等については体幹及び下肢の機能障害として重複認定すべきではなく、体幹又は下肢の単独の障害として認定するものとする。

(3) 聴覚障害と音声・言語機能障害が重複する場合は、1の認定方法を適用してさしつかえない。

例えば、聴力レベル100dB以上の聴覚障害（2級指数11）と音声・言語機能の喪失（3級指数7）の障害が重複する場合は1級（合計指数18）とする。

(4) 7級の障害は、等級別指数を0.5とし、6級以上の障害と同様に取り扱って合計指数を算定する。

3 上記により認定される障害等級が著しく均衡を欠くと認められるものについては、地方社会福祉審議会の意見を聞いて別に定めるものとする。

身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について

| 質 疑 | 回 答 |
|---|--|
| <p>[総括事項]</p> <p>1 . 遷延性意識障害者に対する身体障害者手帳の交付に関して、日常生活能力の回復の可能性を含めて、どのように取り扱うのが適当か。</p> <p>2 . 加齢現象に伴う身体障害及び意識障害を伴う身体障害にも、日常生活能力の可能性、程度に着目して認定することは可能と思われるが、以下の場合についてはどうか。</p> <p>ア . 老衰により歩行が不可能となった場合等でも、歩行障害で認定してよいか。</p> <p>イ . 脳出血等により入院加療中の者から、片麻痺あるいは四肢麻痺となり、体幹の痙性麻痺及び各関節の屈曲拘縮、著しい変形があり、寝たきりの状態である者から手帳の申請があった場合、入院加療中であることなどから非該当とするのか。</p> <p>3 . アルツハイマー病に起因した廃用性障害により、寝たきりの生活となり、全面的に介助を要する状態にある場合、二次的な障害として障害認定することは可能か。</p> | <p>遷延性意識障害については、一般的に回復の可能性を否定すべきではなく、慎重に取り扱うことが必要である。</p> <p>また、原疾患についての治療が終了し、医師が医学的、客観的な観点から、機能障害が永続すると判断できるような場合は、認定の対象となるものと考えられる。</p> <p>ア . 加齢のみを理由に身体障害者手帳を交付しないことは適当ではなく、身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を謳った身体障害者福祉法の理念から、近い将来において生命の維持が困難となるような場合を除き、認定基準に合致する永続する機能障害がある場合は、認定できる可能性はある。</p> <p>イ . 入院中であるなしにかかわらず、原疾患についての治療が終了しているのであれば、当該機能の障害の程度や、永続性によって判定することが適当である。</p> <p>アルツハイマー病に限らず、老人性の痴呆症候群においては、精神機能の衰退に起因する日常生活動作の不能な状態があるが、この疾病名をもって身体障害と認定することは適当ではない。</p> <p>ただし、関節可動域の制限や筋力低下等の状態が認定基準に合致し、永続するものである場合には、二次的であるか否かにかかわらず、当該身体機能の障害として認定することは可能である。</p> |

| 質 疑 | 回 答 |
|---|---|
| <p>4 . 乳幼児に係る障害認定は、「概ね満3歳以降」となっているが、どのような障害についてもこれが適用されると考えてよいのか。</p> | <p>乳幼児については、障害程度の判定が可能となる年齢が、一般的には「概ね満3歳以降」と考えられることから、このように規定されているところである。</p> <p>しかしながら、四肢欠損や無眼球など、障害程度や永続性が明確な障害もあり、このような症例については、満3歳未満であっても認定は可能である。</p> |
| <p>5 . 満3歳未満での障害認定において、四肢欠損等の障害程度や永続性が明らかな場合以外でも、認定できる場合があるのか。</p> <p>また、その際の障害程度等級は、どのように決定するのか。(現場では、満3歳未満での申請においては、そもそも診断書を書いてもらえない、一律最下等級として認定されるなどの誤解が見受けられる。)</p> | <p>医師が確定的な診断を下し難い満3歳未満の先天性の障害等については、障害程度が医学的、客観的データから明らかな場合は、発育により障害の状態に変化が生じる可能性があることを前提に、</p> <p>将来再認定の指導をした上で、 障害の完全固定時期を待たずに、 常識的に安定すると予想し得る等級で、 障害認定することは可能である。</p> <p>また、このような障害認定をする際には、一律に最下級として認定する必要はなく、ご指摘の</p> <p>満3歳未満であることを理由に、医師が診断書を書かない、 満3歳未満で将来再認定を要する場合は、とりあえず最下等級で認定しておくなどの不適切な取扱いのないよう、いずれの障害の認定においても注意が必要である。</p> <p>なお、再認定の詳細な取扱いについては、「身体障害者障害程度の再認定の取り扱いについて」(平成12年3月31日障第276号通知)を参照されたい。</p> |
| <p>6 . 満3歳未満での障害認定において、 ア . 医師の診断書(総括表)の総合所見において、「将来再認定不要」と診断している場合は、発育による変化があり得ないと判断し、障害認定してかまわないか。</p> | <p>ア . 障害程度や永続性が明確な症例においては、再認定の指導を要さない場合もあり得るが、発育等による変化があり得ると予想されるにもかかわらず、再認定が不要あるいは未記載となっている場合には、診断書作成医に確認をするなどして、慎重に取り扱うことが必要である。</p> |

| 質 疑 | 回 答 |
|--|---|
| <p>イ．また、診断書に「先天性」と明記されている脳原性運動機能障害の場合など、幼少時期の障害程度に比して成長してからの障害程度に明らかな軽減が見られる場合もあるが、「先天性」と「将来再認定」の関係はどのように考えるべきか。</p> | <p>イ．1歳未満の生後間もない時期の発症によるものについては、発症時期が明確に定まらないために「先天性」とされる場合がある。先天性と永続性は必ずしも一致しないことから、申請時において将来的に固定すると予想される障害の程度をもって認定し、将来再認定の指導をすることが適切な取扱いと考えられる。</p> |
| <p>7．医師が診断書作成時に、将来再認定の時期等を記載する場合としては、具体的にどのような場合が想定されているのか。</p> | <p>具体的には以下の場合であって、将来、障害程度がある程度変化することが予想される場合に記載することを想定している。</p> <p>ア．発育により障害程度に変化が生じることが予想される場合</p> <p>イ．進行性の病変による障害である場合</p> <p>ウ．将来的な手術により、障害程度が変化することが予想される場合 等</p> |
| <p>8．身体障害者福祉法には国籍要件がないが、実際に日本国内に滞在している外国人からの手帳申請に関しては、どのように取り扱うべきか。</p> | <p>日本で暮らす外国人の場合は、その滞在が合法的であり、身体障害者福祉法第1条等の理念に合致するものであれば、法の対象として手帳を交付することができる。</p> <p>具体的には、外国人登録によって居住地が明確であり、かつ在留資格(ビザ)が有効であるなど、不法入国や不法残留に該当しないことが前提となるが、違法性がなくても「短期滞在」や「興行」、「研修」などの在留資格によって一時的に日本に滞在している場合は、手帳交付の対象とすることは想定していない。</p> |
| <p>9．診断書(総括表)に将来再認定の要否や時期が記載されている場合は、手帳本体にも有効期限等を記載することになるのか。</p> | <p>診断書の将来再認定に関する記載事項は、再認定に係る審査の事務手続き等に要するものであり、身体障害者手帳への記載や手帳の有効期限の設定を求めるものではない。</p> |
| <p>10．心臓機能障害3級とじん臓機能障害3級の重複障害の場合は、個々の障害においては等級表に2級の設定はないが、総合2級として手帳交付することは可能か。</p> | <p>それぞれの障害等級の指数を合計することにより、手帳に両障害名を併記した上で2級として認定することは可能である。</p> |

| 質 疑 | 回 答 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------|----------------|--------|--------|----------|------------------|--------|--------|-----------------|---|--------|---|----|------------------|----------|--------|-----------------|---|--------|---|--------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|------|--|---|------|------|------|--|--|------|--|--|------|--|--|------|--|--|--------|--|--|----------------|--|--|-------|--|--|-------|--|--|-------|--|--|--------|--|--|--------|--|--|--------|--|--|---------|--|--|---------|--|--|--------------|--|--|--------|--|--|-------------|
| <p>1 1 . 複数の障害を有する重複障害の場合、特に肢体不自由においては、指数の中間的な取りまとめ方によって等級が変わる場合があるが、どのレベルまで細分化した区分によって指数合算するべきか。</p> <p>(例)</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">右手指全欠：3級(指数 7)</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; padding: 0 10px;">}</td> <td rowspan="2" style="padding: 0 10px;">特例 3級</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; padding: 0 10px;">}</td> <td rowspan="2" style="padding: 0 10px;">3級</td> </tr> <tr> <td>右手指関節全廃：4級(指数 4)</td> <td>(指数 7)</td> <td>(指数 7)</td> </tr> <tr> <td>左手関節著障：5級(指数 2)</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; padding: 0 10px;">}</td> <td rowspan="2" style="padding: 0 10px;">(指数 2)</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; padding: 0 10px;">}</td> <td rowspan="2" style="padding: 0 10px;">6級</td> </tr> <tr> <td>右膝関節軽障：7級(指数0.5)</td> <td>(指数 0.5)</td> <td>(指数 1)</td> </tr> <tr> <td>左足関節著障：6級(指数 1)</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; padding: 0 10px;">}</td> <td rowspan="2" style="padding: 0 10px;">(指数 1)</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; padding: 0 10px;">}</td> <td rowspan="2" style="padding: 0 10px;">(指数 1)</td> </tr> <tr> <td>視力障害：5級(指数 2)</td> <td>(指数 2)</td> <td>(指数 2)</td> </tr> <tr> <td>(指数合計)</td> <td>計 16.5</td> <td>計 12.5</td> <td>計 10</td> <td></td> </tr> </table> <p>* この場合、6つの個々の障害の単純合計指数は16.5であるが、指数合算の特例により右上肢は3級(指数7)となり、指数合計12.5で総合2級として認定するのか、あるいは肢体不自由部分を上肢不自由と下肢不自由でそれぞれ中間的に指数合算し、3つの障害の合計指数10をもって総合3級とするのか。</p> <p>1 2 . 脳血管障害に係る障害認定の時期については、発症から認定までの観察期間が必要と考えるのがいかがか。</p> <p>また、その場合、観察期間はどの位が適当か。</p> | 右手指全欠：3級(指数 7) | } | 特例 3級 | } | 3級 | 右手指関節全廃：4級(指数 4) | (指数 7) | (指数 7) | 左手関節著障：5級(指数 2) | } | (指数 2) | } | 6級 | 右膝関節軽障：7級(指数0.5) | (指数 0.5) | (指数 1) | 左足関節著障：6級(指数 1) | } | (指数 1) | } | (指数 1) | 視力障害：5級(指数 2) | (指数 2) | (指数 2) | (指数合計) | 計 16.5 | 計 12.5 | 計 10 | | <p>肢体不自由に関しては、個々の関節や手指等の機能障害の指数を、視覚障害や内部障害等の指数と同列に単純合算するのではなく、原則として「上肢、下肢、体幹」あるいは「上肢機能、移動機能」の区分の中で中間的に指数合算し、さらに他の障害がある場合には、その障害の指数と合算することで合計指数を求めることが適当である。</p> <p>指数合算する際の中間とりまとめの最小区分を例示すると、原則的に下表のように考えられ、この事例の場合は3級が適当と考えられる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">合計指数</th> <th style="width: 15%;">中間指数</th> <th style="width: 70%;">障害区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td>視力障害</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>視野障害</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>聴覚障害</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>平衡機能障害</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>音声・言語・そしゃく機能障害</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>上肢不自由</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>下肢不自由</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>体幹不自由</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>上肢機能障害</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>移動機能障害</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>心臓機能障害</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>じん臓機能障害</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>呼吸器機能障害</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>ぼうこう又は直腸機能障害</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>小腸機能障害</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>免疫機能障害(HIV)</td></tr> </tbody> </table> <p>ただし、認定基準中、六-1-(2)の「合計指数算定の特例」における上肢又は下肢のうちの一肢に係る合計指数の上限の考え方は、この中間指数のとりまとめの考え方に優先するものと考えられたい。</p> <p>脳血管障害については、四肢の切断や急性疾患の後遺障害などとは異なり、どの程度の機能障害を残すかを判断するためには、ある程度の観察期間が必要と考えられる。</p> <p>しかしながら、その期間については一律に</p> | 合計指数 | 中間指数 | 障害区分 | | | 視力障害 | | | 視野障害 | | | 聴覚障害 | | | 平衡機能障害 | | | 音声・言語・そしゃく機能障害 | | | 上肢不自由 | | | 下肢不自由 | | | 体幹不自由 | | | 上肢機能障害 | | | 移動機能障害 | | | 心臓機能障害 | | | じん臓機能障害 | | | 呼吸器機能障害 | | | ぼうこう又は直腸機能障害 | | | 小腸機能障害 | | | 免疫機能障害(HIV) |
| 右手指全欠：3級(指数 7) | } | | | | | 特例 3級 | } | 3級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 右手指関節全廃：4級(指数 4) | | (指数 7) | (指数 7) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 左手関節著障：5級(指数 2) | } | (指数 2) | } | 6級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 右膝関節軽障：7級(指数0.5) | | | | | (指数 0.5) | (指数 1) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 左足関節著障：6級(指数 1) | } | (指数 1) | } | (指数 1) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 視力障害：5級(指数 2) | | | | | (指数 2) | (指数 2) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (指数合計) | 計 16.5 | 計 12.5 | 計 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計指数 | 中間指数 | 障害区分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 視力障害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 視野障害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 聴覚障害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 平衡機能障害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 音声・言語・そしゃく機能障害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 上肢不自由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 下肢不自由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 体幹不自由 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 上肢機能障害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 移動機能障害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 心臓機能障害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | じん臓機能障害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 呼吸器機能障害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ぼうこう又は直腸機能障害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 小腸機能障害 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 免疫機能障害(HIV) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 質 疑 | 回 答 |
|--|--|
| <p>13 .肢体不自由や内臓機能の障害などの認定においては、各種の検査データと動作、活動能力等の程度の両面から判定することとなっているが、それぞれの所見に基づく等級判定が一致しない場合は、より重度の方の判定をもって等級決定してよいか。</p> <p>あるいは、このような場合に優先関係等の考え方があるのか。</p> | <p>定められるものではなく、障害部位や症状の経過などにより、それぞれの事例で判断可能な時期以降に認定することとなる。</p> <p>なお、発症後3か月程度の比較的早い時期での認定においては、将来再認定の指導をするなどして慎重に取り扱う必要がある。</p> <p>いずれの障害においても、検査データと活動能力の評価の間に著しい不均衡がある場合は、第一義的には診断書作成医に詳細を確認するか、又は判断可能となるための検査を実施するなどの慎重な対処が必要であり、不均衡のまま重度の方の所見をもって等級決定することは適当ではない。</p> <p>また、活動能力の程度とは、患者の症状を表すものであって医学的判定とはいえず、これを障害程度の判定の基礎とすることは適当ではない。したがって、活動能力の程度については、検査数値によって裏付けられるべきものとして考えられたい。</p> <p>しかしながら、障害の状態によっては、検査数値を得るための検査自体が、本人に苦痛を与える、又は状態を悪化させるなど、検査の実施が極めて困難な場合には、医師が何らかの医学的、客観的な根拠をもって、活動能力の程度を証明できる場合には、この活動能力の程度をもって判定を行うことも想定し得る。</p> |
| <p>14 .手帳の交付事務に関して、個々の事例によって事務処理に係る期間に差があると思われるが、標準的な考え方はあるのか。</p> | <p>手帳の申請から交付までに要する標準的な事務処理期間としては、概ね60日以内を想定しており、特に迅速な処理を求められるHIVの認定に関しては、1～2週間程度(「身体障害認定事務の運用について」平成8年7月17日障企第20号)を想定しているところである。</p> |

5 参考通知

身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて

[平成 21 年 12 月 24 日 障発 1224 第 3 号]
各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長あて
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知
注 平成 27 年 1 月 29 日障発第 0129 第 3 号改正現在

標記については、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号。以下「法」という。）及び関係法令等に基づき実施されているところであるが、この実施に当たっての取扱いを下記のとおり定め、平成 22 年 4 月 1 日より適用することとしたので、ご了知の上、その取扱いにつき遺憾なきようお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

また、「身体障害者福祉法施行細則準則について」（平成 5 年 3 月 31 日社援更第 112 号厚生省社会・援護局長通知）及び「身体障害者福祉法第 15 条第 2 項の規定による医師の指定基準について」（平成 12 年 3 月 31 日障第 275 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）は、平成 22 年 3 月 31 日をもって廃止する。

記

第一 身体障害者手帳の交付手続き

1 交付申請

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けようとする者は、障害の種別ごとに法第 15 条第 1 項に規定する医師の診断書及び同条第 3 項に規定する意見書（以下「診断書・意見書」という。）を添えて、その居住地（居住地を有しないときは、その現在地。）の都道府県知事（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市にあっては、その長とする。以下同じ。）に対して申請する。
- (2) 診断書・意見書は、様式第 1 のとおりとする。

2 障害の認定

- (1) 都道府県知事は、申請時に提出された診断書・意見書に疑義又は不明な点がある場合は、必要に応じて、診断書・意見書を作成した医師に対して申請者の障害の状況につき照会するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)によっても、なお申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるとき又は身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号。以下「規則」という。）別表第 5 号身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）のいずれに該当するか不明なときは、必要に応じて、再検査、追加検査又は別の指定医による診断等を受けるよう指導す

ることができるものとする。

- (3) 都道府県知事は、(1)及び(2)によっても、なお申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否かについて疑いがあるとき又は等級表のいずれに該当するか不明なときは、身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号。以下「令」という。)第5条の規定に準じて、地方社会福祉審議会に諮問するものとする。
- (4) 令第5条及び(3)による審査の結果、申請者の障害が法別表及び等級表に掲げるものに該当しないと認めるときは、法第15条第5項の規定により様式第2の却下決定通知書により通知するものとする。

3 居住地等の変更

- (1) 令第9条第2項及び第4項の規定による居住地等の変更の届け出は、様式第3の身体障害者居住地等変更届書によるものとする。
- (2) 令第9条第6項の規定による通知は、様式第4の身体障害者居住地等変更通知書によるものとする。

4 再交付申請等

- (1) 規則第7条第1項及び第8条第1項の規定による申請は、様式第5の身体障害者手帳再交付申請書によるものとする。
- (2) 令第12条並びに規則第7条第2項及び第8条第2項の規定による身体障害者手帳の返還は、様式第6の身体障害者手帳返還届によるものとする。

5 保健所長への通知

令第8条第2項及び第11条の規定による保健所長への通知は、様式第7の身体障害者手帳交付・記載事項変更通知書によるものとする。

6 身体障害者の死亡の通知

令第12条第2項の規定による通知は、様式第8の身体障害者死亡通知書によるものとする。

第二 法第15条第1項に基づく医師の指定

1 指定手続き等

- (1) 法第15条第1項の規定により都道府県知事が定める医師は、障害の種別ごとに指定するものとする。また、指定を受けた医師は、指定を受けた障害の種別について診断書・意見書を作成するものとする。
- (2) 令第3条の規定による同意は書面によるものとし、その様式は、様式第9の同意書によるものとする。
- (3) 都道府県知事は、法第15条第1項の規定により医師を指定し、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。
- (4) 法第15条第1項の規定により指定を受けた医師は、その旨を標示し、見やすい場所に提示するものとする。

2 指定基準等

- (1) 都道府県知事が法第15条第1項に規定する医師を指定する場合には、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能障害、音声、言語若しくはそしゃく機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう若しくは直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害又は肝臓機能障害の医療に関係のある診療科名を標榜している病院又は診療所において診療に従事し、かつ、その診断に関する相当の学識経験を有する医師について行うものとする。
- (2) (1)に掲げる医療に関係のある診療科名は、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第3条の2に規定される診療科とする。参考として、(1)に掲げる医療に関係のある診療科名及び留意点を例示すると、概ね別紙のとおりである。
- ただし、平成20年3月31日以前から標榜していた呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、気管食道科等については、看板の書き換え等、広告の変更を行わない限り、引き続き標榜することが認められていることに留意されたい。
- (3) 法第15条第2項の規定に従い、都道府県知事が医師の指定に当たって地方社会福祉審議会の意見を聴く際には、以下の事項について十分に審査を行い、指定医師の専門性の確保に努めるものとする。
- ア 医籍登録日
 - イ 担当しようとする障害分野
 - ウ 当該医師の職歴
 - エ 当該医師の主たる研究歴と業績
 - オ その他必要と認める事項

別紙

- (1) 視覚障害の医療に関係のある診療科名
眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科
注)眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。
- (2) 聴覚障害の医療に関係のある診療科名
耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科
注)耳鼻科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。
- (3) 平衡機能障害の医療に関係のある診療科名
耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科
- (4) 音声、言語機能障害の医療に関係のある診療科名
耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科
- (5) そしゃく機能障害の医療に関係のある診療科名
耳鼻いんこう科、小児耳鼻いんこう科、気管食道・耳鼻いんこう科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科
- (6) 肢体不自由の医療に関係のある診療科名
整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科
- (7) 心臓機能障害の医療に関係のある診療科名
内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
- (8) じん臓機能障害の医療に関係のある診療科名
内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科
- (9) 呼吸器機能障害の医療に関係のある診療科名
内科、呼吸器内科、気管食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科
- (10) ぼうこう又は直腸機能障害の医療に関係のある診療科名
泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科(婦人科)
- (11) 小腸機能障害の医療に関係のある診療科名
内科、消化器内科、胃腸内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科
- (12) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の医療に関係のある診療科名
内科、血液内科、感染症内科、呼吸器内科、外科、小児科、産婦人科
注) エイズ治療拠点病院での従事経験があることが望ましい。
- (13) 肝臓機能障害の医療に関係のある診療科名
内科、消化器内科、肝臓内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科

身体障害者障害程度の再認定の取り扱いについて

[平成12年3月31日 障第276号]

各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長あて
厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知

注 平成26年1月21日障発第0121第3号改正現在

身体障害者の障害程度の再認定に係る事務については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（以下「地方分権一括法」という。）の施行に伴い、自治事務となる。同事務については、新たに政令で規定するとともに、政令を受けて、再認定のための審査が必要なケースを厚生省令で規定したところであるが、今般、再認定の取り扱いに係る事務の詳細を、下記のとおり示すこととしたので、留意の上、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

なお、地方分権一括法の施行に伴い、本通知については、地方分権一括法による改正後の地方自治法第245条の4の規定に基づく「ガイドライン（技術的助言）」として位置づけられるので了知願いたい。

おって、平成12年3月31日をもって、昭和61年5月1日社更第91号厚生省社会局長通知「身体障害者障害程度の再認定の取扱いについて」は廃止する。

記

- 1 身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付を受ける者については、その障害が身体障害者福祉法（以下「法」という。）別表に掲げるものに該当すると都道府県知事が認めたときに手帳を交付されているところであるが、手帳の交付を受ける者の障害の状態が永続的に法別表に定める程度に該当すると認定できる場合には、再認定は原則として要しないものであること。
- 2 手帳の交付を受ける者の障害の状態が更生医療の適用、機能回復訓練等によって軽減する等の変化が予想される場合には再認定を実施すること。
- 3 再認定に係る具体的取扱いについては、次によること。
 - (1) 法第15条第1項及び第3項に規定する身体障害者診断書・意見書に基づき、再認定が必要とされる場合は、法第17条の2第1項又は児童福祉法第19条第1項に基づく診査を行うこととし、診査を実施する年月を決定すること。
 - (2) 診査を実施する年月については、手帳に記載するとともに、手帳を交付する際に様式第1により、手帳の交付を受ける者に対し通知すること。

- (3) 再認定を必要とする者に対しては、診査を実施する月のおおむね 1 か月前までに診査を受けるべき時期等を通知すること。
- (4) 診査を行った結果、障害程度に変化が認められた場合には、身体障害者福祉法施行令第 10 条第 3 項に基づき、手帳の再交付を行うこと。
また、法別表の障害程度に該当しないと認められた場合には、法第 1 6 条第 2 項に基づき、手帳の交付を受けた者に対し手帳の返還を命ずること。
- (5) 再認定の実施に当たっては、都道府県、指定都市及び中核市においては身体障害者手帳交付台帳に再認定を行うべき年月を記録すること、又は、再認定台帳を設けること等により事務手続きが円滑に行えるようにすること。

4 身体障害者の障害の状態については、医学の進歩等に伴い症状の改善が期待できることとなる場合もあるので、再認定を要しないこととされたもの、又は再認定を必要とするとされたが、その時期が到来しないものであっても、援護の実施機関は必要に応じ随時、法第 1 7 条の 2 第 1 項又は児童福祉法第 1 9 条第 1 項による診査を行い、その結果に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は再認定を実施するものであること。

5 再認定に係る診査を拒み、又は忌避する者については、次により取り扱うこと。

- (1) 3 又は 4 により診査を受けることを命じたにもかかわらず、これに応じない者については期限を定めて再度診査を受けるように督促すること。この場合、正当な理由がなく診査を拒み、又は忌避したときは法第 1 6 条第 2 項の規定に基づき手帳の返還を命ずることとなる旨を付記すること。
- (2) (1) により督促したにもかかわらず指定した期限まで診査を受けなかったときは手帳の返還を命ずること。

ただし、診査を受けないことについてやむを得ない事由があると認められたときはこの限りでないこと。

6 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の市長は再認定の実施に当たっては、手帳交付の経由機関である福祉事務所長との連携を十分に図ること等により適正な実施が確保されるように努めること。

7 法別表に該当する障害の状態が更生医療の適用等により変化すると予想されると認められた場合は、当該身体障害者の症状に応じ、障害認定日又は再認定実施日（時）から 1 年以上 5 年以内の期間内に再認定を実施すること。

なお、再認定を実施する時期は、診断医師の意見を参考にするとともに身体障害者の更生援護に関する相談所の意見を聴取する等医学的判断に基づき決定して差し支えない。

ただし、ペースメーカー及び体内植え込み（埋込み）型除細動器（ICD）を植え込みした者（先天性疾患により植え込みしたものを除く。）については、当該植え込みから 3 年以内の期間内に再認定を実施すること。

8 参考までに法別表に該当する障害の状態が更生医療の適用等により変化すると予想される疾患の一部を示せばおおむね次のとおりであること。

(1) 視覚障害関係

ア 前眼部障害

パンヌス、角膜白斑

イ 中間透光体障害

白内障

ウ 眼底障害

高度近視、緑内障、網膜色素変性、糖尿病網膜症、黄斑変性

(2) 聴覚又は平衡機能の障害関係

ア 伝音性難聴

耳硬化症、外耳道閉鎖症、慢性中耳炎

イ 混合性難聴

慢性中耳炎

ウ 脊髄小脳変性症

(3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害関係

唇顎口蓋裂後遺症、多発性硬化症、重症筋無力症

(4) 肢体不自由関係

ア 関節運動範囲の障害

慢性関節リウマチ、結核性関節炎、拘縮、変形性関節症、骨折後遺症による関節運動制限

イ 変形又は骨支持性の障害

長管骨仮関節、変形治癒骨折

ウ 脳あるいは脊髄等に原因を有する麻痺性疾患で後天的なもの

後縦靭帯骨化症、多発性硬化症、パーキンソン病

(5) 内部障害関係

ア 心臓機能障害関係

心筋症

イ じん臓機能障害関係

腎硬化症

ウ 呼吸器機能障害関係

肺線維症

エ ぼうこう直腸機能障害関係

クローン病

オ 小腸機能障害関係

クローン病

様式第1は省略

聴覚障害に係る指定医の専門性の向上について

[平成27年1月29日 障企発第276号]
各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長あて
厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する医師の指定については、「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」（平成21年12月24日障発第1224第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により実施されているところであるが、聴覚障害に係る法第15条第1項の医師の指定に当たっての留意事項を下記のとおり定め、平成27年4月1日から適用することとしたので、遺憾なきようお願いしたい。

なお、平成27年3月31日までに指定のあったものについては、従前の取扱いのとおりとする。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

記

- 1．聴覚障害に係る法第15条第1項に規定する医師については、原則として、耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医（以下「専門医」という。）を指定すること。
- 2．地域の実情等により専門医ではない耳鼻咽喉科の医師又は耳鼻咽喉科以外の医師を指定する場合は、聴力測定技術等に関する講習会の受講を推奨するなど専門性の向上に努めること。

6 指定医師申請等に係る審査基準、手続、様式集

身体障害者福祉法第15条第2項の規定 に基づく医師の指定に関する審査基準

身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定に関する審査基準は次のとおりとする。

(趣旨)

長崎県福祉保健審議会が、身体障害者福祉法第15条第2項の規定により、長崎県知事に対し意見を述べようとするときは、この基準に定めるところに従って行うものとする。

(指定の基準)

- 1 指定を受けようとする診療科目の診療従事年数が、医籍登録後から通算して5年以上あること(研修医期間を含む)。
- 2 前号の規定にかかわらず、医師会及び大学医学部等の推せんするもので、特に指定することが適当と認められるもの、並びに地域的なものについて考慮するものとする。
- 3 聴覚障害に係る医師の指定については、原則として、耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医とする。

(適用)

- この基準は、昭和48年4月1日から適用する。
一部改正 平成5年9月1日から適用する。
一部改正 平成13年2月23日から適用する。
一部改正 平成22年4月1日から適用する。
一部改正 平成27年12月1日から適用する。

身体障害者福祉法第15条第1項指定医師の手続き

1 指定医師になるには以下の書類を提出願います。

(長崎県以外で指定されていた医師が長崎県へ異動された場合も新たに書類が必要です)

医療機関の所在地が長崎市及び佐世保市の場合は、所在地の市長へ提出願います。

- ・同意書
- ・経歴書 (経歴書の経歴には勤務した病院、診療科目を記載願います。)
- ・医師免許証の写し(A4サイズ)

2 異動等で指定時の事項に変更があった場合は以下の書類を提出願います。

| 変更内容 | 提出書類 |
|---------------------------------------|----------------------------------|
| 長崎県内(長崎市及び佐世保市を除く)で異動の場合(医療機関・氏名等の変更) | 指定医師変更届 |
| 長崎県(長崎市及び佐世保市を除く)から長崎市及び佐世保市へ異動の場合 | 指定医師変更届 |
| 長崎県外へ異動の場合 | 指定医師辞退届 (異動先において、指定手続きが必要です。) |
| 指定を辞退する場合 | 指定医師辞退届 |

長崎市及び佐世保市で指定を受けた医師の変更届け及び辞退届については、指定を受けた市へ届出を提出願います。

提出先 長崎県福祉保健部障害福祉課
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

様式第1号（第3条関係）

同意書

| | | |
|--|-------|-----|
| ふりがな | | |
| 氏名 | | |
| 生年月日 | 年 月 日 | |
| 医療機関名 | | |
| 電話・郵便番号 | () - | 〒 - |
| 住所 | | |
| 診療科目 | | |
| <p>身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師として指定されることに同意する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">医療機関開設者</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">医 師 氏 名</p> <p>長 崎 県 知 事 様</p> | | |

(付属資料)

| | | | |
|---------------------|-----------------------------|--------------|---------------|
| 医療機関名 | | 医療機関 の所在地 | |
| 医師の氏名 | | 診療科目 | |
| 最終学歴 | 年 月 日 卒業 修了 | | |
| 医師の 主な 経 歴 | 経 歴 | 経験年月 | 病院・診療所名及び診療科目 |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 月 | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 月 | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 月 | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 月 | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 月 | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 月 | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 月 | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 月 | |
| | 自 年 月 日 至 年 月 日 | 年 月 | |
| | 合計経験年数 | 年 月 | |
| 参考事項 | 年 月 医師免許証 (号) 年 月 医学博士 | | |

注 1 経歴は研修医より記入して下さい。

2 黒インク又は黒ボールペンで記入して下さい。

添付書類 医師の免許証(写)

指 定 医 師 変 更 届

| | | | | |
|--|---------------------|------------|---|--------|
| 新 | 医療機関名 | | | |
| | 電 話 郵便番号 | () | - | 〒 - |
| | 住 所 | 市 | 町 | 郡 |
| 旧 | 医療機関名 | | | |
| | 住 所 | 市 | 町 | 郡 |
| 変 更 年 月 日 | 年 月 日 | | | |
| 変 更 理 由 | | | | |
| そ の 他 | | | | |
| <p>身体障害者福祉法第 1 5 条第 1 項の規定による指定医師について、上記のとおり変更したのでお知らせします。</p> <p> 年 月 日</p> <p> 指定医師氏名</p> <p>長 崎 県 知 事 様</p> | | | | |

指定医師辞退届

| | | | |
|--|-------|------|--|
| 医療機関名 | | | |
| 所在地 | | | |
| 指定医師名 | | 診療科目 | |
| 辞退年月日 | 年 月 日 | | |
| 辞退の理由 | | | |
| <p>身体障害者福祉法第15条第1項の規定による指定医師について、上記のとおり指定を辞退します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">指定医師氏名 (届出人氏名)</p> <p style="text-align: center;">長 崎 県 知 事 様</p> | | | |

長 崎 県 福 祉 保 健 部 障 害 福 祉 課

〒 8 5 0 - 8 5 7 0

長 崎 県 長 崎 市 尾 上 町 3 番 1 号

T E L 代 表 0 9 5 - 8 2 4 - 1 1 1 1

内 線 2 4 5 3

直 通 0 9 5 - 8 9 5 - 2 4 5 3

F A X 0 9 5 - 8 2 3 - 5 0 8 2